○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)総務省組織令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線の部分は相違部分)

ること(市町村体制整備課の所掌に属するものを除く。)。令を含む。)で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関す八、地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命六・七、(略)	え。)。 ること(住民制度課及び市町村体制整備課の所掌に属するものを除 五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関す 一〜四 (略) (行政課の所掌事務)	2・3 (略) (自治行政局に置く課) (自治行政局に置く課) (自治行政局に置く課) (自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。 地域政策課 地域政策課 地域自立応援課	改正後
ること(市町村課及び合併推進課の所掌に属するものを除く。)。令を含む。)で総務省に属させられた地方行政に関する事務に関す八 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命六・七 (略)	ること(市町村課の所掌に属するものを除く。)。 五 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関す一〜四 (略) (行政課の所掌事務)	(自治行政局に置く課) (自治行政局に置く課) (自治行政局に、公務員部及び選挙部に置くもののほか、次の五課を置く。 市町村課 一	現

九~十二(略)

(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち地域的な共
- に関するものの企画及び立案に関すること。 二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体
- 三 住民基本台帳制度に関すること。
- 四住居表示制度に関すること。

係部局の調整に関すること。地方公共団体の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名に係る

九~十二 (略)

(市町村課の所掌事務)

第四十七条 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 市町村の合併その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企

画及び立案に関すること。

- 一 広域行政に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 住民基本台帳制度に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。

事務に関すること。
の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関するの廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する法でを含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村

- 事務に関すること。
 等の共同設置、事務の委託及び組合並びに地方開発事業団に関する令を含む。)で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関大・地方自治法その他の地方公共団体に関する法律(法律に基づく命
- と。特例に関する法律(昭和三十九年法律第百六号)の施行に関するこちが規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の

(市町村体制整備課の所掌事務)

| 第四十七条の二 市町村体制整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- について必要な助言その他の協力を行うこと。

 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進
- 二 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関す

(合併推進課の所掌事務)

第四十七条の二 合併推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- について必要な助言その他の協力を行うこと。 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進
- 二 市町村の合併その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の推

る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

事務に関すること。 令を含む。 の廃置分合及び境界 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律 で総務省に属させられた地方公共団体の名称、 市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する (法律に基づく命 市町村

中核市及び特例市の指定に関すること。

Ŧī. 事務に関すること。 等の共同設置、 令を含む。 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律 で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、 事務の委託及び組合並びに地方開発事業団に関する (法律に基づく命 機関

特例に関する法律 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の (昭和三十九年法律第百六号) の施行に関するこ

(地域政策課の所掌事務)

第四十八条 地域政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

するものを除く。)。 びに推進に関すること 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並 (住民制度課及び地域自立応援課の所掌に属

四~六 (略)

局の調整に関すること 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部 (住民制度課の所掌に属するものを除く。

八・九 (略)

進に関すること。

中核市及び特例市の指定に関すること。

(地域政策課の所掌事務)

第四十八条 地域政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並 びに推進に関すること(地域自立応援課の所掌に属するものを除く

四~六 (略)

七 局の調整に関すること。 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部

八·九 (略)

(地域自立応援課の所掌事務)

第四十九条 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、地方公共 地域自立応援課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

する施策への支援に係るもの並びに地域間交流及び他の地域から 団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関

移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二~九 (略)

附 則

(自治行政局市町村体制整備課の設置期間の特例)

第十二条 まで置かれるものとする。 自治行政局市町村 体制整備課は、 平成二十七年三月三十一日

(地域自立応援課の所掌事務

第四十九条 地域自立応援課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

する施策への支援に係るもの並びに地域的な共同活動並びに地域間 団体が主体的に実施する地域の一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、地方公共 層の自立に向けた地域の振興に関

に推進に関すること。

交流及び他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並び

二 ~ 九 (略)

附 則

(自治行政局合併推進課の設置期間の特例)

第十二条 自治行政局合併推進課は、 平成二十二年三月三十一日まで置

かれるものとする。